

— 市内の路線バス・タクシー運行事業者向け補助金 —

公共交通事業者物価高騰対策支援事業 路線バス・タクシーのタイヤ購入を支援します。

補助金額

タイヤ購入額の **1/2**

※値引き、ポイント利用額、消費税及び地方消費税、工賃、ホイール代等を除く。

路線バス車両 / 1本あたり上限

¥**22,000**

※申請可能な本数は、車両1台につき装着可能な本数まで（スペアタイヤを除く）

タクシー車両 / 1本あたり上限

¥**8,000**

01 補助の対象



対象事業者

東大阪市内に営業所を有する以下の事業者

- ・ 路線バス運行事業者（道路運送法第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業者）
- ・ タクシー運行事業者（道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業者）



申請対象車両（以下の全ての要件に該当する車両）

- ・ 交付申請時に路線バス又はタクシー事業の用に供されているもの
- ・ 東大阪市内に所在する営業所に配置されているもの
- ・ 車検証等の「使用の本拠の位置」が東大阪市内であるもの
- ・ バスにあっては令和11年3月31日まで、タクシーにあっては令和9年3月31日までの間、以上の3点の要件を満たすもの
※定期観光運送のみを行うもの、市域を跨ぐ50km以上の路線及び空港等を起終点とする路線を運行するバスを除く。



補助対象タイヤ

対象車両に使用するために購入したもので、令和8年7月1日から同年12月31日までの間に、購入、納品及び支払いの全てが完了したもの（可能な限り、市内の販売店等から購入をお願いいたします。）。

02 申請の流れ

申請は1事業者1回限り／複数車両はまとめて申請

1

補助要綱の確認・対象タイヤの購入

令和8年7月1日～
令和8年12月31日まで

2

補助申請・請求

令和9年1月4日～令和9年1月29日まで

3

申請書類に不備がある場合、書類の修正

【申請受付期間】

4

補助金の受領

交付決定後、30日以内に送金（補助金の送金をもって、交付決定通知に替える）

03 提出書類・申請方法

- 提出書類
 - （1）補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
 - （2）対象車両及び対象タイヤ一覧表（様式第2号）
 - （3）対象車両に係る自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し
 - （4）バス又はタクシーの営業にかかる運輸局からの許可や認可等の書類の写し
 - （5）対象タイヤの購入、納品及び支払いを確認することができる領収書、納品書その他の書類
 - （6）誓約・同意書（様式第3号）
- 申請方法

パソコン・スマートフォン等から、電子申請システムで申請。

補助を受けようとするタイヤの購入前に、ウェブサイトより、必ず「公共交通事業者物価高騰対策支援補助金交付要綱」、「誓約・同意書（様式第3号）」をご確認ください。

ウェブサイトはこちら



<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000044765.html>

お問い合わせ

東大阪市 交通戦略室



TEL 06-4309-3216



MAIL
kotsusenryaku@city.higashiosaka.lg.jp